

長崎県公立大学法人連携教授規程

〔平成29年12月12日〕
規程第23号

(趣旨)

第1条 この規程は、長崎県公立大学法人国境離島振興研究機構規程（以下「機構規程」という。）第10条の規定に基づき、長崎県公立大学法人（以下「法人」という。）が設置する国境離島振興研究機構（以下「研究機構」という。）の目的を達成するため、自治体、教育研究機関、各種団体等に所属する者が、一定期間、研究機構と連携して機構規程第3条に規定する業務を行う場合の連携教授の称号の付与に関し必要な事項を定めるものとする。

(選考基準)

第2条 連携教授の称号は、次の各号のいずれかに該当する者に対して付与することができる。

- (1) 専門分野について、優れた知識及び経験を有し、機構規程第3条に規定する業務を行うために必要な助言、協力等を行うことができると認められる者
- (2) 前号に掲げるもののほか、理事長が特に必要と認める者

(処遇)

第3条 連携教授に対しては、必要に応じ、法人の諸施設の利用に関する便宜の供与を行うことができる。

(称号の付与)

第4条 連携教授の称号の付与は、辞令書（別記様式）を交付して行う。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年12月12日から施行する。

別記様式（第4条関係）

辞令書

第 号

氏 名

長崎県公立大学法人連携教授の称号を付与する。

ただし、期間は、 年 月 日までとする。

年 月 日

長崎県公立大学法人理事長

印